

## 専修総合科学研究に関する取扱内規

(趣旨)

第1条 この内規は、専修大学緑鳳学会規約第4条第2号に掲げる機関誌の編集、発行等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び目的)

第2条 機関誌の名称は、専修総合科学研究（以下「総合科学研究」という。）とする。

2 総合科学研究は、専修大学緑鳳学会（以下「緑鳳学会」という。）会員の研究発表の場とし、学際的研究によって内外の学術・文化の発展に寄与することを目的とする。

(編集委員会)

第3条 総合科学研究の編集、発行等に関する事項を審議し、及び決定するため、編集委員会を置く。

2 編集委員会は、緑鳳学会の役員をもって組織する。

3 編集委員長は、編集委員の互選によって定める。

(発行)

第4条 総合科学研究は、年1回（原則として10月）発行する。

(投稿資格者)

第5条 総合科学研究への投稿資格者は、緑鳳学会会員又は緑鳳学会大会発表者とする。

(掲載論説等の募集及び投稿内容)

第6条 掲載論説等の募集及び投稿内容は、次のとおりとする。

(1) 緑鳳学会会員及び緑鳳学会大会発表者に対して、年1回（原則として1月）執筆者を募集すること。

(2) 総合科学研究に発表する論説等は、未発表のものであること。

(3) 原稿の基準枚数は、次のとおりとすること。

ア 論説は、200字原稿用紙120枚程度（文献書誌、図表等を含む。）

イ 研究ノート、書評等は、200字原稿用紙60枚程度

ウ 翻訳は、ア及びイを基準として、適宜判断すること。

(掲載論説等の選考基準)

第7条 総合科学研究に掲載する論説等は、次の事項を考慮して編集委員会が決定する。

(1) 総合科学研究の予算内に収めること。

(2) 緑鳳学会大会発表者の論説等を優先すること。

(3) 全体の掲載本数、ページ数及び分野別のバランス（内容及びテーマ）を考慮すること。

(4) 提出期限内に提出された論説等を対象とすること。

(原稿の提出方法、校正等)

第8条 原稿の提出方法、校正等は、次のとおりとする。

(1) 原稿は、原稿用紙又は原稿のデータ（打ち出し原稿付き）とすること。

(2) 論説等のタイトル及び氏名には、欧文名を併記すること。

(3) 校正は、次に定めるところによること。

- ア 執筆者が行うこと。
- イ 執筆者と印刷所の間で直接やりとりすること。
- ウ 著しい変更及び加筆をしてはならないこと。
- エ 再校までとすること。

(4) 抜き刷りは、1編につき30部までを無料とし、これを超える部数についての経費は、個人負担とすること。

(著作権等)

第9条 著作権は、原則として、各執筆者に属する。

2 執筆者が総合科学研究に掲載した論説等を転載する場合は、総合科学研究に掲載したものであることを明示するものとする。

(登録及び公開)

第10条 総合科学研究に掲載された論説等は、専修大学学術機関リポジトリに登録し、これを公開する。

2 総合科学研究第23号以前の号に掲載された論説等については、執筆者から公開の申出があったときは、これに対応する。

(委任)

第11条 この内規に定めるもののほか、総合科学研究の編集、発行等の取扱いに関し必要な事項は、編集委員会において決定する。

(内規の改廃)

第12条 この内規の改廃は、緑鳳学会総会の議を経て、緑鳳学会会長が行う。

附 則

この内規は、平成28年10月22日から施行する。